

省 令

○総務省令第三百三十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号の四の次に次の一号を加える。

三十七の五 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を知らせるための信号を送信する無線設備をいう。

第二条第一項第三十八号中「当該遭難自動通報設備」を「及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備」に改める。

第四条の四第一項の表 A の項中「船舶が遭難した場合に第三十六条の二第一項第五号に規定する方法により遭難通信を行う無線設備」を「衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備」に改め、同条第三項中「ラジオ・パイ」を「設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備及びラジオ・パイ」に改める。

第十二条第九項の表衛星非常用位置指示無線標識の項中「若しくは四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz 若しくは四〇六・〇三七 MHz」に改め、同表に次のように加える。

設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A 三 X 電波（二二・五 MHz 及び G - B 電波四〇六・〇二八 MHz 又は四〇六・〇三七 MHz）
------------------------	---

第二十八条第三項中「に掲げる」を「の」に改め、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 義務船舶局のある船舶のうち、国際航海に従事する総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶（旅客船及び専ら漁ろうに従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日以前に建造されたものに限る。）の義務船舶局の無線設備には、船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項の規定により航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置（電波を使用しないものに限る。）を備えていない場合は、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備を備えなければならない。

第二十八条の二第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第三十六条の二第一項第五号中「若しくは四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz 若しくは四〇六・〇三七 MHz」に改め、同号(1)中「二ないし四回」を「二回から四回まで」に改め、同号(2)中「及び四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz 及び四〇六・〇三七 MHz」に改め、同項第六号中「又は四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz 又は四〇六・〇三七 MHz」に改め、同号(1)中「及び四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz 及び四〇六・〇三七 MHz」に改め、同号(2)中「二ないし四回」を「二回から四回まで」に改める。

別表第一号の三第1の表2の項中「及び捜索救助用リーダー・トランスミッター」を「捜索救助用リーダー・トランスミッター及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の上欄に掲げる船舶に対する第二十八条第四項の規定は、同表の下欄に掲げる日（総務大臣が当該船舶の船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。）までは、適用しない。

国際航海に従事する総トン数三、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン未満の船舶（旅客船及び専ら漁ろうに従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日以前に建造されたものに限る。）	平成十九年七月一日以降最初に行われる法第七十三条第一項の検査の日又は平成二十年七月一日のいずれか早い日
国際航海に従事する総トン数二〇、〇〇〇トン以上の船舶（旅客船及び専ら漁ろうに従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日以前に建造されたものに限る。）	この省令の施行の日以降最初に行われる法第七十三条第一項の検査の日又は平成二十一年七月一日のいずれか早い日

○総務省令第三百三十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第 3 の 2 の様式を次のように改める。

		19 無線局の区別	※ 整理番号
短 波 の 型 式 並 び に 希 望 す る 周 波 数 の 範 圍 及 び 空 中 線 電 力	(1) 法第 33 条の規定により備えている無線設備	(2) (1) 以外の無線設備	
	<input type="checkbox"/> 短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [J] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 中波帯の無線設備の機器 [K] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> 中波帯及び短波帯の無線設備の機器 [L] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [S] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9825 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5 kHz 間隔の周波数 182 波 12.5W <input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [M] <input type="checkbox"/> QON 9350 MHz 0.4W <input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N] <input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 [E] <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [P] <input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17) W <input type="checkbox"/> 船舶航空機関双方向無線電話 [T] <input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz W	<input type="checkbox"/> 短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [Y] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [U] <input type="checkbox"/> J3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [V] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [I] <input type="checkbox"/> F3E 457.625 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> レーダー [G] <input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW <input type="checkbox"/> その他の設備 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		長	辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

別表第二号の二第 6 の 2 の様式を次のように改める。

		14 無線局の区別	※ 整理番号
短 波	15 特殊な設備		
	機器の種類	台数	検定番号等又は名称
	製造番号	補足事項	
<input type="checkbox"/>	デジタル選択呼出専用受信機 (短波帯) [DSR]		
<input type="checkbox"/>	デジタル選択呼出専用受信機 (中波帯)		
<input type="checkbox"/>	デジタル選択呼出専用受信機 (中波帯及び短波帯)		
<input type="checkbox"/>	ナブテックス受信機 (英文) [NRI]		
<input type="checkbox"/>	ナブテックス受信機 (和文) [NRN]		
<input type="checkbox"/>	インマルサット高機能グループ呼出受信機 [EGC]		
<input type="checkbox"/>	双方向無線電話 [LP]		
<input type="checkbox"/>	船舶航空機関双方向無線電話 [SAW]		
<input type="checkbox"/>	船上通信設備 [FMB]		
<input type="checkbox"/>	レーダー [R]		
<input type="checkbox"/>	衛星非常用位置指示無線標識 [SE]		
<input type="checkbox"/>	捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]		
<input type="checkbox"/>	設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 [VDR]		
<input type="checkbox"/>	無線方位測定機 [ADF]		
<input type="checkbox"/>	周波数測定装置 [W]		
<input type="checkbox"/>	地上無線航法装置 [LRN]		
<input type="checkbox"/>	衛星無線航法装置 [GPS]		
<input type="checkbox"/>	ファクシミリ受信機 [F]		
<input type="checkbox"/>	その他 ()		
		長	辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

別表第二号の三第3の様式を次のように改める。

無線局事項書及び工事設計書										※ 整理番号			
1 申請(届出)の区分 <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種類コード	3 免許の番号	4 欠格事由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	5 希望する運用許容時間	6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	8 免許の年月日	9 免許の有効期間	10 最初の免許の年月日	11 希望する免許の有効期間	12 工事完成の予定期日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 日目の日	13 運用開始の予定期日 <input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月 ____ 日以内の日		
7 氏名 法人 団体 個人 の別 フリガナ コード [] <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人 姓 フリガナ 名 フリガナ	法人 又は 団体		個人 又は 代表者名		フリガナ		フリガナ		フリガナ				
14 無線局の目的コード	15 通信事項コード	16 識別番号	17 無線設備の設置場所 フリガナ 船舶又は航空機名		18 通信の相手方 <input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input type="checkbox"/> 船舶局 <input type="checkbox"/> その他 ()		19 停泊港コード		20 主たる停泊港又は定置場		21 船舶又は航空機の所有者 <input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		23 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード		24 用途コード		25 船舶番号又は漁船登録番号		26 総トン数		27 信号符字		28 旅客定員コード	
29 長さコード		30 加入海岸局		31 機器の種類		32 製造者名		33 検定番号等又は名称		34 製造番号		35 特殊な装置	
36 ATIS番号		37 その他の工事設計		38 備考		39 備考		40 備考		41 備考		42 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番) (表面)

工 事 設 計 書										※ 整理番号			
31 機器の種類		32 製造者名		33 検定番号等又は名称		34 製造番号		35 特殊な装置		36 ATIS番号		37 その他の工事設計	
38 備考		39 備考		40 備考		41 備考		42 備考		43 備考		44 備考	

(裏面)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 船舶局(特定船舶局を含む)、船舶地球局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第3、別表第二号の二第6及び別表第二号の三第3の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

○総務省令第三百三十四号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「第二十八條第六項」を「第二十八條第七項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三百三十五号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條の三の四」を「第四十五條の三の五」に改める。

第十四條第四項中「搜索救助用レドートランスポンダ」の下に「第四十五條の三の五に規定する無線設備」を加える。

第三十八條の四第三項中「衛星非常用位置指示無線標識」の下に「及び第四十五條の三の五に規定する無線設備」を加える。

第四十五條の三の五 G・B電波四〇・六MHzから四〇・六・一MHzまで及びA・三X電波二二・一・五MHzを使用する船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二條第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識は、第四十五條の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 容易に回収することができること。
- 二 回収作業中に損傷する可能性が最小限となるよう措置されていること。
- 三 人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第一号の表28中「衛星非常用位置指示無線標識」の次に「及び第45條の3の5に規定する無線設備」を加える。

別表第二号第一の表G・Bの項及び第3並びに別表第三号の13中「衛星非常用位置指示無線標識」の次に「第45條の3の5に規定する無線設備」を加える。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三百三十六号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)を実施するため、無線機器型式検定期則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

無線機器型式検定期則の一部を改正する省令

無線機器型式検定期則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶に施設する救命用の無線設備の機器の項を次のように改める。

船舶に施設する救命用の無線設備の機器	無線機器型式検定期則の一部を改正する省令
無方向無線電話	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備規則第19條第2項の規定に適合するものであること。 2 設備規則第40條の2第2項の規定に適合するものであること。 3 設備規則第42條の規定に適合するものであること。 4 設備規則第45條の3(第6号、第9号、第11号、第12号、第14号及び第15号を除く。)の条件に適合するものであること。 5 設備規則第58條第1号、第3号及び第4号の条件に適合するものであること。
衛星非常用位置指示無線標識	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備規則第45條の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 <ol style="list-style-type: none"> (1) G・I・B電波406.037MHz及びA・3X電波121.5MHzを使用するものであること。 (2) 設備規則第45條の2第1項第1号(ヲを除く。)及び第4号(ロ及びハを除く。)の条件に適合するものであること。 (3) 符号形式は、設備規則第45條の2第1項第2号の条件に適合するものであること。 (4) 空中線の偏波面は、設備規則第45條の2第1項第3号の条件に適合するものであること。 (5) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 2 設備規則第45條の2第2項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1の(イ)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。 (2) 設備規則第45條の2第1項第1号(ロ、チ及びヲを除く。)及び第4号(ロ及びハを除く。)の条件に適合するものであること。 (3) 設備規則第45條の2第2項第1号及び第2号の条件に適合するものであること。 (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
搜索救助用レドートランスポンダ	<ol style="list-style-type: none"> 1 Q・O・N電波9.2GHzから9.5GHzまでを使用するものであること。 2 設備規則第45條の3の3第1項に規定する無線設備の機器においては、同条第1項第1号(ヲを除く。)、第4号チ及びハ並びに第5号イの条件に適合するものであること。 3 設備規則第45條の3の3第2項に規定する無線設備の機器においては、同条第1項第1号(ヲを除く。)、第4号ハ及び第5号チ並びに第2項第1号の条件に適合するものであること。
船舶間無線電話	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備規則第19條第2項の条件に適合するものであること。 2 設備規則第42條の条件に適合するものであること。 3 設備規則第45條の3の2(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)の条件に適合するものであること。

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令
 登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。
 別表第四号第三の二の表船舶局の項を次のように改める。

基本及び予備設備	一 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性	二 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性	三 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性	四 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性
船上通信設備、双方方向無線電 話、船舶航空機間双方方向無線 電話及びレーダー	一 周波数 二 空中線電力	一 周波数 二 空中線電力	一 周波数 二 空中線電力	一 周波数 二 空中線電力
衛星非常用位置指示無線標識 及び設備規則第四十五條の三 の五に規定する無線設備	一 周波数 二 空中線電力 三 伝送速度 四 無変調送信時間 五 識別信号	一 周波数 二 空中線電力 三 伝送速度 四 無変調送信時間 五 識別信号	一 周波数 二 空中線電力 三 伝送速度 四 無変調送信時間 五 識別信号	一 周波数 二 空中線電力 三 伝送速度 四 無変調送信時間 五 識別信号
船舶自動識別装置	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第五百九十七号
 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六條第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平
 成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を次のように変更する。
 平成十八年十一月二十日
 周波数割当表第2の第2表中
 総務大臣 菅 義偉

406-406.1 J 66 J 67	移動衛星（地球から宇宙）	公共業務用（衛星非常用位置指示無線標識用、航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用） 一般業務用（衛星非常用位置指示無線標識用） 航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用	衛星非常用位置指示無線標識用又は航空機用誘導無線機用の割当では、406.025MHz又は406.028MHzに限る。
406-406.1 J 66 J 67	移動衛星（地球から宇宙）	公共業務用（衛星非常用位置指示無線標識用、航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用） 一般業務用（衛星非常用位置指示無線標識用） 航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用	衛星非常用位置指示無線標識用又は航空機用誘導無線機用の割当では、406.025MHz、406.028MHz又は406.037MHzに限る。

改める。
 国内周波数分配の脚注J39中「衛星非常用位置指示無線標識」を「衛星位置指示無線標識」と改め、
 国内周波数分配の脚注J40中「目的」の次に「又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的」を加える。

国内周波数分配の脚注J66中「小電力の簡易非常用位置指示無線標識、航空機用救命無線機及び船舶無線機」を「船舶無線機」に改める。
 国内周波数分配の脚注J67中「船舶無線機」を「船舶無線機、航空機用救命無線機及び船舶無線機」に改める。
 国内周波数分配の脚注J67中「船舶無線機」を「船舶無線機、航空機用救命無線機及び船舶無線機」に改める。
 ○総務省告示第五百九十八号
 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第一条の五第一号の規定に基づき、
 昭和六十一年郵政省告示第二百一十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成十八年十一月二十日
 総務大臣 菅 義偉

第一項中「あつて」を「あつて」に改め、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次のように加える。
 11 簡易型航海情報記録装置（設備規則第四十五條の三の五に規定する無線設備に限る。）の機器
 第三項及び第四項中「あつて」を「あつて」に改める。
 ○総務省告示第五百九十九号
 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二條第一項の規定に基づき、
 昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成十八年十一月二十日
 総務大臣 菅 義偉

第二項の表一の項中「又は四〇六・〇二八MHz」を「四〇六・〇二八MHz又は四〇六・〇三七MHz」に改める。
 ○総務省告示第六百号
 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八條第八項の規定に基づき、
 小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器を次のように定める。
 なお、平成十七年総務省告示第八百六号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）は廃止する。
 平成十八年十一月二十日
 総務大臣 菅 義偉

施行規則第28条第8項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第1項及び第2項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。

当該義務船舶局のある船舶の区分		無線設備の機器	
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(1)の無線設備	同項1の(1)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(2)の無線設備	同項1の(2)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(3)の無線設備	同項1の(3)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(4)の無線設備	同項1の(4)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(5)の無線設備	同項1の(5)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(6)の無線設備	同項1の(6)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(7)の無線設備	同項1の(7)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(8)の無線設備	同項1の(8)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(9)の無線設備	同項1の(9)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(10)の無線設備	同項1の(10)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(11)の無線設備	同項1の(11)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(12)の無線設備	同項1の(12)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(13)の無線設備	同項1の(13)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(14)の無線設備	同項1の(14)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(15)の無線設備	同項1の(15)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(16)の無線設備	同項1の(16)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(17)の無線設備	同項1の(17)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(18)の無線設備	同項1の(18)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(19)の無線設備	同項1の(19)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(20)の無線設備	同項1の(20)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(21)の無線設備	同項1の(21)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(22)の無線設備	同項1の(22)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(23)の無線設備	同項1の(23)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(24)の無線設備	同項1の(24)の無線設備
国際航海に使用する船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	同項1の(25)の無線設備	同項1の(25)の無線設備

15 長さ12メートル未満の船舶（平成6年11月4日前に建造され、又は建造に着手された船舶に限る。）は、備えることを要しない。

16 長さ12メートル未満の船舶（平成6年11月4日以降に建造に着手された船舶に限る。）は、別に定める日までは備えることを要しない。

17 船舶の航行する海域が特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）第16条の欄内の場合には、備えることを要しない。

18 船首、船尾又は舷側に開口部を有する旅客船（船舶設備規程第2条第2項に規定する区域を航行するものを除く。）の義務船舶局については、当該旅客船に積載する生存艇の数4に対し1の割合の台数を加えるものとする。

19 小型漁船特殊規則（昭和49年通信・農林省令第1号）第2条の小型第2種漁船に限る。

20 船舶設備規程第2条第2項に規定する区域を航行する船舶の義務船舶局は、1台とする。

21 F1B電波42kHzHzを受信する機器をもって代えることができる。

22 総トン数500トン以上の船舶に限る。

23 国際航海に従事しない船舶（船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第1条第2項第1号の船舶又は同項第2号の船舶（自ら漁らうに従事するものに限る。）であって、平成6年7月18日以後に建造又は建造に着手された船舶で国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている船舶の義務船舶局には、国際総トン数を適用する。

24 漁船特殊規程（昭和9年通信・農林省令）第2条の第1種漁船を除く。

25 ナフテック又受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏を越えて航行する義務船舶局に限る。

26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。

(1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備

ア インテラルタイプ船舶地球局のインテラルタイプA型、インテラルタイプB型、インテラルタイプC型若しくはインテラルタイプM型又はインテラルタイプ携帯移動地球局のインテラルタイプM型若しくはインテラルタイプF型の無線設備

イ 設備規則第49条の23第1号及び第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備

ウ 船舶局の無線設備

エ 携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備

オ 義務船舶局の免許人又はその免許人の加入する団体が陸上に開設する無線局を通信の相手方とする無線局の次の無線設備

ア 船舶局の無線設備

イ 無線局の目的が海事用の携帯局の無線設備

27 長さ12メートル未満の船舶は、備えることを要しない。

○総務省告示第六百一十号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八條の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入海中に定期に行つ義務船舶局の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日
総務大臣 菅 義偉

四 其他の機器	(1) デジタル選択呼専用受信機	1 接続状態等の確認	ア 空中線の状況及びその取付状況の良否 イ 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況及び設置装置の状態の良否 ウ 表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無
---------	------------------	------------	--

3 機能の確認	2 電池の確認	ウ 有効期限の良否
	1 確認	ア 容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ 取付状況の良否 ウ 外部の表示の良否
	3 受信部及び信号処理部の性能の確認	ア 受信機能の動作の良否 イ 遭難警報の記憶機能の良否 ウ スキャンニング動作の良否（中短波帯及び短波帯のものに限る。） エ スピーカ等の音響の良否
(2) 設備規則第四十五條に規定する無線設備		2 性能の確認 ア 作動状態の表示の良否 イ 遭難周波数の選択の良否（中短波帯及び短波帯のものに限る。） ウ 選択された周波数の表示の良否

○総務省告示第六百一十号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十九條第二号の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百十三号（電波法第三十五條の規定による措置をとることを要しない無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日
総務大臣 菅 義偉

第二項中「同条第三項及び第六項」を「同条第五項及び第八項」に改める。

○総務省告示第六百一十号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三條第八号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日
総務大臣 菅 義偉

第三項第一号中(ハ)とし、(五)から(ハ)までを一すつ繰り下げ、(四)の次に次のように加える。

(五) 設備規則第四十五條の三の五に規定する無線設備

○総務省告示第六百一十号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第一の表21の項及び第二の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日
総務大臣 菅 義偉

第二項の表2の項中「及び操業救助用リーダーマランスポンダ」を「操業救助用リーダーマランスポンダ及び設置装置規則第45條の3の5に規定する無線設備」に改める。

○総務省告示第六百一十号
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第3及び別表第二号の三第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日
総務大臣 菅 義偉

別表第八号中「第28條第4項ただし書」を「第28條第5項ただし書」及び「あつて上記の」を「あつて、上記の」に改める。

○総務省告示第六百六号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五条の二第一項第五号及び第二項第五号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十五号(衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

第二項第一号中「又は四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz又は四〇六・〇三七 MHz」に改め、同項第三号(中)「中断された後、再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は(±)三〇 Hz以内であることを」「中断される場合は、この限りでない」に改め、同号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) (一)のただし書に規定する中断の後、航空機がホーミングするための信号を再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は、(±)三〇 Hz以内であること。

別表注3中「尋船用無線標識用無線標識」の次に「X(無線標識用無線標識)の3の5(無線標識用無線標識)を加え、「EPIRB」を「EPIRB」に改め、同表注4中「EPIRB」を「EPIRB」に改める。

○総務省告示第六百七号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第三項、第四十五条の三の五第四号及び別表第三号の13の規定に基づき、同令第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。

- 一 電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。
- 二 自動的に船体から離脱させるための装置は、四メートルの水深に達する前に作動するものであり、かつ、独立して機能試験を行うことができるものであること。
- 三 手動により電波の送信地点を探索させるための信号を送出するための専用の装置は、独立した二以上の操作により作動するものであること。
- 四 通常の取付位置において、製造者名、型式名、製造番号、識別信号(海上識別数字及び船舶局識別)及び電池の有効期限が明確に判読できるように外部に表示されていること。
- 五 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二八 MHz又は四〇六・〇三七 MHz及び航空機がホーミングするための信号にA-3X電波二二一・五 MHzを使用するものであること。

六 G-B電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に適合するものであること。

- 1 空中線端子を短絡又は開放しても故障しないこと。
- 2 故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前にその発射を停止できること。
- 3 周波数の変動(十五分間の変動における直線回帰の一分当たりの傾斜の値をいう)は十億分の一以下であること。
- 4 空中線電力は、五ワット(許容偏差は、(±)二デシベルとする。)であること。
- 5 四〇六 MHzから四〇六・一 MHzまでの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、平成十七年総務省告示第千二百二十五号(衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件)以下「告示第千二百二十五号」という。別図に示す曲線の値とする。

- 6 送信信号は、次の条件に適合するものであること。
 - (一) 構成は、告示第千二百二十五号別表のとおりであること。
 - (二) 自己診断モードで送信する信号の送信時間にあつては、最大四四〇ミリ秒であり、かつ、送信回数は一回であること。
 - (三) 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$$G1(X) = 1 + X + X^2$$

$$G3(X) = G1(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^3 + X^4)$$

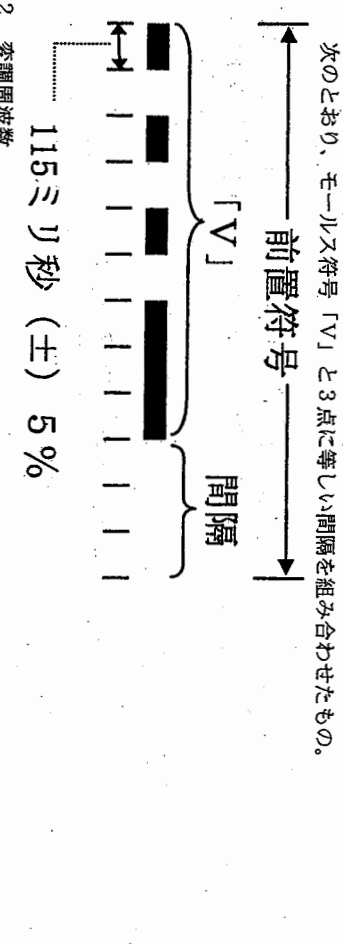
$$G5(X) = G3(X) \cdot (1 + X^2 + X^4 + X^6 + X^8)$$

七 伝送速度は、毎秒四〇〇ビット(許容偏差は、一パーセントとする。)であること。

- 1 航空機がホーミングするための信号には、別表の信号を前置するものとし、当該装置により連続送信するものであること。ただし、前項の装置による人工衛星向けの信号の送信により当該航空機がホーミングするための信号の送信が最大二秒間中断される場合は、この限りでない。
- 2 前号ただし書に規定する中断の後、航空機がホーミングするための信号を再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は、(±)三〇 Hz以内であること。
- 3 尖頭実効輻射電力(送信機から空中線に供給される尖頭電力と与えられた方向における空中線の相対利得との積の値をいう)は、五〇ミリワット(許容偏差は、(±)三デシベルとする。)であること。

4 二二一・四 MHzから二二一・六 MHzまでの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、告示第千二百二十五号別図に示す曲線の値とする。

別図 告示第千二百二十五号別図に示す曲線の値とする。



○総務省告示第六百八号
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十四条ただし書の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百二十三号(照明設備により照明することを要しない無線設備の制御器を定める件)の一部を次のように改正する。
平成十八年十一月二十日
第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
三 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の制御器

総務大臣 菅 義偉

